資料 (事案 1 関係)

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の設置変更許可及び工事計画認可に係る 審査請求に対する決定等について(事案1)(案)

> 令和2年7月1日 原子力規制委員会

1. 経緯

原子力規制委員会が平成30年9月26日に行った日本原子力発電株式会社東海 第二発電所の設置変更許可及び同年10月18日に行った同発電所の工事計画認可 について、平成30年11月27日付け及び平成31年1月11日付けで、審査請求 及び執行停止申立てがあった。

上記の審査請求等について審査を進めてきたところ、原子力規制委員会として の見解の取りまとめに至ったことから、審理手続を終結した旨を別添1のとおり 通知するとともに、別添2、3のとおり決定する。

2. 審査請求人らの主張要旨

【審査請求について】

審査請求人らの主張は多岐にわたるが、本件各処分の対象とはならないもの を除けば、おおむね以下のとおりである。

- ・ 基準地震動を超える地震が繰り返し襲うことを想定しないのは不当である こと、本件発電所の基準地震動は1009ガルとされているが過小評価であり、 これを上回る基準地震動に襲われる可能性は高いこと。
- ・ 非難燃ケーブルが難燃ケーブルの性能と同等以上の難燃性能を有するなど ということはあり得ないこと。
- 船舶等の漂流物が本件発電所に衝突した場合の安全性について考慮していないこと。
- ・ 制御棒駆動機構が地震により重大な損傷を受けることをも含めて、ATWS 対策を重大事故対処設備として考慮するのであれば、ほう酸注入系統の配管破損をも考慮すべきであること。
- ・ 複数の水位計が設置されていても、福島第一原発事故のようなケースでは 正しい水位を取ることなど出来る確率は低いこと。
- ・ 東京電力ホールディングス株式会社及び東北電力株式会社が、申請者に対し、資金支援を行う意向を示したことのみをもって処分庁が申請者に経理的 基礎があると認めたことは不当であること。
- ・ 安全性における周辺原子力施設との関係について一定の考え方に基づく正 当な審査がされていないこと、「東海再処理施設」と同時に被災した場合のこ とを考慮すべきであること、同施設の高レベル廃液の未処理期間が長期化す ることを踏まえれば同時被災の危険性はさらに高まること。

- ・ 所内電源等の重要機器に給電する電源などは、本来十分に防護され、高い 残存性、独立性が保たれる必要があるにもかかわらず現状はそうなっていな いこと。
- ・ 移動電源車の地震・津波に対する残存性の低さが放置されていること、移 動電源車及び固定式非常用発電機の燃料供給手段が不確実であること。
- ・ スタビライザの耐震安全性評価について、発生応力値が評価基準値を超えていること、疲れ累積係数が1にとても近く不合理であること。
- ・ 高エネルギーアーク損傷の対策に法的な担保手段がとられていないこと。

等

【執行停止申立てについて】

・不当な行政処分であるため、執行停止を申し立てる。

3. 審理手続の終結について(別添1)

必要な審理手続を終えたと認めるため、審理手続を終結することとする。

4. 原子力規制委員会の裁決書案等について(別添2、3)

裁決書案及び執行停止申立てに対する決定案は別添のとおりである。裁決書 案等の構成は次のとおり。

【裁決書案(別添2)】

主文

本件審査請求の一部を<u>却下</u>し、その余の請求を棄却する。

事案の概要

審理関係人の主張の要旨

理由

- 1 本件審査請求の適法性について
- 2 本件設置変更許可の違法性又は不当性について
- 3 本件工事計画認可の違法性又は不当性について
- 4 本件審査請求に係る事由のうち本件各処分に係る審査の対象でないもの について
- 5 結論

【執行停止申立てに対する決定案(別添3)】

本件各処分については、下記の理由により、その<u>執行を停止しない</u>こととし たので、通知します。

理由

- 第1 本件執行停止申立てに係る適法性について
- 第2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため に緊急の必要があるとは認められないことについて
- 第3 本案について理由がないとみえることについて
 - 1 本件設置変更許可の違法性又は不当性について
 - 2 本件工事計画認可の違法性又は不当性について
 - 3 本件審査請求に係る事由のうち本件各処分に係る審査の対象でないものについて

第4 結論

5. 今後の予定

審査請求人に対し、審理手続を終結した旨の通知及び裁決の送達を行った後、 審査の結果、資料及び議事要旨について、原子力規制委員会ホームページに公 開する。 (案)

資料 別添 1 (事案 1]関係)

 原規規発第
 号

 令和
 年
 月
 日

審査請求人

総代 殿

総代 殿

総代 殿

原子力規制委員会

審理手続の終結について (通知)

東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更(発電用原子炉施設の変更)について(原規規発第 1809264 号)及び東海第二発電所の工事の計画の認可について(原規規発第 1810181 号)に対する審査請求についての審理手続を終結したので、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 41 条第 3 項の規定により通知します。

(案)

資料 別添 2 (事案 1 関係)

原規規発第 号 令和 2 年 年 月 日

裁決書

審査請求人 総代 総代 総代

処 分 庁 原子力規制委員会

平成30年11月27日付け審査請求人総代作成の審査請求書(以下「本件審査請求書」という。)添付の審査請求申立人一覧記載の審査請求人80名及び同審査請求書添付の審査請求申立団体一覧団体名欄記載の審査請求人4団体による同日付け並びに平成31年1月11日付け審査請求人総代作成の補正書(以下「本件補正書」という。)添付の審査請求申立人一覧連番欄の番号78及び79の氏名欄記載の審査請求人2名(以下「番号78,79の審査請求人」という。)による同日付けの、処分庁による核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第43条の3の8第1項に基づく日本原子力発電株式会社東海第二発電所(以下「本件発電所」という。)の設置変更許可(以下「本件設置変更許可」という。)及び同法第43条の3の9第1項に基づく本件発電所の工事計画認可(以下「本件工事計画認可」という。)の取消しを求める審査請求について、次のとおり裁決する。

主

- 1 本件審査請求書添付の審査請求申立団体一覧連番欄の番号3の団体名欄記載の団体(以下「番号3の団体」という。)による審査請求をいずれも却下する。
- 2 番号 78,79 の審査請求人による本件設置変更許可の取消しを求める審査請求をいずれも却下する。
- 3 本件審査請求書添付の審査請求申立人一覧氏名欄記載の審査請求人 80名及び同請求書添付の審査請求申立団体一覧団体名欄記載の番号3 の団体を除く審査請求人3団体による審査請求をいずれも棄却する。
- 4 番号 78,79 の審査請求人による本件工事計画認可の取消しを求める 審査請求をいずれも棄却する。

事案の概要

- 1 日本原子力発電株式会社(以下「申請者」という。)は、平成26年5月20日付け総室発第31号(平成29年11月8日付け総室発第60号、平成30年5月31日付け総室発第18号、同年6月21日付け総室発第24号、同月27日付け総室発第26号、同年9月12日付け総室発第47号及び同月18日付け総室発第48号をもって一部補正)で、原子炉等規制法第43条の3の8第1項に基づき、本件発電所の設置変更許可を申請した。
- 2 申請者は、平成 26 年 5 月 20 日付け発室発第 35 号 (平成 29 年 11 月 24 日付け発室発第 175 号、平成 30 年 2 月 13 日付け発室発第 229 号、同年 9 月 20 日付け発室発第 94 号、同年 10 月 5 日付け発室発第 99 号及び同月 12 日付け発室発第 111 号をもって一部補正)で、同法第 43 条の 3 の 9 第 1 項に基づき、本件発電所の工事計画認可を申請した。
- 3 処分庁は、平成 30 年 9 月 26 日付け原規規発第 1809264 号で、同法第 43 条 の 3 の 8 第 1 項の規定に基づき、本件設置変更許可を行った。
- 4 処分庁は、同年 10 月 18 日付け原規規発第 1810181 号で、同法第 43 条の 3 の 9 第 1 項の規定に基づき、本件工事計画認可を行った。
- 5 本件審査請求書添付の審査請求申立人一覧氏名欄記載の審査請求人 80 名及び同添付の審査請求申立団体一覧団体名欄記載の審査請求人 4 団体は、同年 11 月 27 日に、番号 78,79 の審査請求人は、平成 31 年 1 月 11 日に、審査庁に対し、本件設置変更許可及び本件工事計画認可(以下「本件各処分」という。)の取消しを求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人らの主張の趣旨

審査請求人らの主張は多岐にわたるが、本件各処分の対象とはならないもの を除けば、おおむね以下のとおりである。

- (1) 基準地震動を超える地震が繰り返し襲うことを想定しないのは不当であること、本件発電所の基準地震動は1009ガルとされているが過小評価であり、これを上回る基準地震動に襲われる可能性は高いこと。
- (2) 非難燃ケーブルが難燃ケーブルの性能と同等以上の難燃性能を有するなどということはあり得ないこと。
- (3) 船舶等の漂流物が本件発電所に衝突した場合の安全性について考慮していないこと。
- (4) 制御棒駆動機構が地震により重大な損傷を受けることをも含めて、ATWS 対策を重大事故対処設備として考慮するのであれば、ほう酸注入系統の配管破損をも考慮すべきであること。
- (5) 複数の水位計が設置されていても、福島第一原発事故のようなケースでは正しい水位を取ることなど出来る確率は低いこと。
- (6) 東京電力ホールディングス株式会社及び東北電力株式会社が、申請者に対し、資金支援を行う意向を示したことのみをもって処分庁が申請者に経理的

基礎があると認めたことは不当であること。

- (7) 安全性における周辺原子力施設との関係について一定の考え方に基づく正当な審査がされていないこと、「東海再処理施設」と同時に被災した場合のことを考慮すべきであること、同施設の高レベル廃液の未処理期間が長期化することを踏まえれば同時被災の危険性はさらに高まること。
- (8) 所内電源等の重要機器に給電する電源などは、本来十分に防護され、高い 残存性、独立性が保たれる必要があるにもかかわらず現状はそうなっていないこと。
- (9) 移動電源車の地震・津波に対する残存性の低さが放置されていること、移動電源車及び固定式非常用発電機の燃料供給手段が不確実であること。
- (10) スタビライザの耐震安全性評価について、発生応力値が評価基準値を超えていること、疲れ累積係数が1にとても近く不合理であること。
- (11) 高エネルギーアーク損傷の対策に法的な担保手段がとられていないこと。

理由

1 本件審査請求の適法性について

(1) 審査請求人らについて

審査請求人らの中には、本件発電所から相当離れた地に住所を有する者もおり、審査請求の適格を有するか否か定かではない者もいる。しかしながら、行政庁の違法又は不当な処分に関し、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査制度の趣旨を重視し、当該一部審査請求人らについて審査請求の適格を欠くものとして本件審査請求を却下することはせず、この点について判断を留保した上で、本件審査請求に係る審理を行った。

(2) 審査請求書の提出について

番号3の団体については、当該審査請求人が法人その他の社団又は財団であるにもかかわらず、本件審査請求書の正本に代表者又は管理人の資格を証する書面の添付がなされていない。

審査請求書の提出について、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条は政令の定めるところによることとし、行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第4条第3項は、審査請求書の正本には、審査請求人が法人その他の社団又は財団である場合にあっては代表者又は管理人の資格を証する書面を添付しなければならないこととしている。審査庁は、番号3の団体も含む団体である審査請求人につき、本件審査請求書の正本に代表者又は管理人の資格を証する書面が添付されておらず、同法第19条の規定に違反することから、同法第23条の規定に基づき、平成30年12月14日付け原規規発第1812141号により、総代に対して平成31年1月14日までに不備を補正すべきことを命じた。しかしながら、総代は同日までに、番号3の団体についてのみ不備を補正せず、現時点においても補正はなされていないので、不適法である。

(3) 審査請求期間について

番号 78,79 の審査請求人による本件設置変更許可の取消しを求める審査請求は、本件設置変更許可が行われた日の翌日から起算して3月と16日目にされていることから、同請求の適法性につき以下検討する。

審査請求期間について、行政不服審査法第 18 条は「処分があったことを 知った日の翌日から起算して 3 月」と定めている。

この点、まず、「処分があったことを知った日」とは、「口頭の告知その他の方法により処分の存在を現実に知った日」であり、その認定については、「社会通念上処分があったことを当事者の知り得べき状態に置かれたときは、(中略) その処分のあったことを知ったものと推定」できるとする判例(最高裁判決昭和27年11月20日・民集6巻10号1038頁)がある。また、処分の名宛人以外の第三者からの審査請求については、「諸般の事情から、右第三者が処分があったことを了知したものと推認することができるときは、その日を(中略)処分があったことを知った日」と解するとした判例(最高裁判決平成5年12月17日・民集47巻10号5520頁)がある。さらに、「処分があったことを知った」の程度については、「不服申立をすべきか否かを判断するのに必要な程度に処分の内容を知ること」までは要しないとする判例(京都地裁判決昭和51年1月30日・判例タイムズ338号319頁)がある。

これを本件審査請求のうち、番号 78,79の審査請求人による本件設置変更許可の取消し請求についてみるに、本件設置変更許可が行われたこと及び本件設置変更許可に係る審査の内容については、本件設置変更許可の当日に処分庁のホームページ上にて掲載されたほか、本件設置変更許可については新聞等によって全国的に報道がされたことから、本件設置変更許可の当日中には審査請求人が本件設置変更許可が行われたことを了知したものと推認することができる。また、本件設置変更許可が行われた日において、審査請求人が本件設置変更許可の違法性又は不当性に係る問題の所在の認識まで持っていなかったとしても、そのことは「処分があったことを知った日」が本件設置変更許可が行われた日より後であることを示すものではない。

したがって、審査請求期間の起算日は本件設置変更許可がなされた日の翌日であるから、本件審査請求のうち、番号 78,79の審査請求人による本件設置変更許可の取消し請求は、行政不服審査法第 18 条の定める審査請求期間を徒過してなされたもので不適法である。

(4) 小括

以上を踏まえれば、本件審査請求のうち、少なくとも、番号3の団体による本件各処分の取消し請求及び番号78,79の審査請求人による本件設置変更許可の取消し請求はいずれも不適法である。

2 本件設置変更許可の違法性又は不当性について

審査請求人らは、本件設置変更許可に違法又は不当な点を主張するので、以 下検討する。

なお、前記1において、不適法とした本件設置変更許可の取消しを求める審 査請求も同様の主張内容である。

(1) 基準地震動が不当であるとの主張について

審査請求人らは、東北地方太平洋沖地震における事例などを根拠に、基準地震動を超える地震が繰り返し襲うことを想定しないのは不当である、本件発電所の基準地震動は1009 ガルとされているが過小評価であり、これを上回る基準地震動に襲われる可能性は高い、などと主張するようである。

しかしながら、本件発電所の基準地震動の審査に用いられた基準は、審査請求人らが主張するところの東北地方太平洋沖地震の知見等を踏まえたものであり、基準地震動を策定するに当たっては、発電用原子炉施設の敷地及び敷地周辺の調査を徹底的に行い、最新の科学的技術的知見を踏まえ、各種不確実さも考慮した上で、複数の手法を用いて評価した地震動を多角的に検討し、これを基に当該発電用原子炉施設の敷地において発生することが合理的に予測される最大級の地震動とすることを要求するものである。

処分庁は、申請者が行った地震動評価の内容について審査した結果、本件設置変更許可の申請における基準地震動は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から適切に策定されていることから、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号。以下「設置許可基準規則」という。)の解釈別記2に適合していることを確認しており、その審査や判断の過程に違法又は不当な点はない。

また、基準地震動を越える地震が繰り返し襲うことを想定しないのは不当であるとの主張については、処分庁は、地震により原子炉の運転が停止した場合には、申請者が地震による施設への影響を確認するための点検を行い、施設の異常の有無や健全性を確認し補修等を行うなど、必要な措置が講じられることを確認している。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

(2) ケーブルの難燃性能に係る主張について

審査請求人らは、非難燃ケーブルが難燃ケーブルの性能と同等以上の難燃性能を有するなどということはあり得ない、非難燃ケーブルを防火シートで巻くことはケーブルの被覆に亀裂が入りやすくなり火災原因を増やしているなどと主張するようである。

しかしながら、申請者は、非難燃ケーブルを使用する場合は、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能を確保するため、防火シート等により複合体を形成する方針とし、実証試験により難燃性能の確認はもとより、非難燃ケーブルの通電性及び絶縁性並びにケーブルトレイの耐震性の確認も含め、さらに施工後の傷等も想定した成立性の確認をすることとしている。また、複合体から安全機能を有する機器等に接続する非難燃ケーブル及び放射線モニタケーブルは、電線管に収納し、電線管外部からの酸素の供給防止のため、両端を難燃性の耐熱シール材で処置する設計とすることにより、難燃性能を確保することとしている。

処分庁は、申請者によるこれらの設計方針が適切であり、申請された内容が設置許可基準規則第8条第1項に適合していることを確認しており、その審査や判断の過程に違法又は不当な点はない。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

(3) 漂流物の衝突に係る主張について

審査請求人らは、漂流物の衝突について、津波警報発令時に全ての船舶が 避難できるという想定は根拠がない、更に予想しえない自然現象が起こり得 ることを考えると、船舶等の漂流物が遡上して本件発電所に衝突することが 無いことは証明できないなどと主張するようである。

しかしながら、津波発生時の漂流船舶による影響について、申請者は燃料等輸送船等の本件発電所港湾内に停泊する船舶については、津波警報等が発表された場合において、荷役作業等を中断し、陸側作業員及び輸送物を退避させるとともに、緊急離岸する船側との退避状況に関する情報連絡を行う手順等を整備して、緊急離岸を的確に実施することにより漂流物としないとしている。また、本件発電所港湾外の日立港、常陸那珂港に停泊中又は付近を航行中の大型船舶についても、基準津波襲来時の流速及び流向の経時変化を踏まえると本件発電所に漂流して来ないとしている。

加えて、本件発電所敷地内外で調査を行い、漂流物となる可能性があるもののうち、最も重量が大きい総トン数5tの漁船による荷重と入力津波による荷重の組合せを考慮しても、防潮堤などの津波防護施設が漂流物の衝突力に対して十分耐える設計とするとともに、取水口呑口の形状等から漂流物によって取水口が閉塞することはなく、安全施設が安全機能を損なうことはないとしている。

処分庁は、申請者によるこれらの設計方針等が適切であり、申請された内容が設置許可基準規則第5条及び第6条第3項等の規定に適合していることを確認しており、その審査や判断の過程に違法又は不当な点はない。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

(4) 制御棒駆動機構が損傷を受けた場合に係る主張について

審査請求人らは、制御棒駆動機構が地震により重大な損傷を受けることをも含めて、ATWS¹対策を重大事故対処設備として考慮するのであれば、ほう酸注入系統の配管破損をも考慮すべきである、ほう酸注入用にも、別の系統からの注水の際に五ほう酸ナトリウム水を送るようにすべきだなどと主張するようである。

しかしながら、申請者は、ほう酸水注入系は、重大事故等対処設備として、基準地震動による地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないように設計すること、加えて、ほう酸水注入系は、制御棒駆動機構等に対して、原子炉建屋原子炉棟内の異なる区画に設置することにより位置的分散が図られているとともに、異なる駆動源を用いていることにより多様性を有していることなど、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように設計することとしている。

処分庁は当該設計方針等が適切であり、申請された内容が設置許可基準規則第43条第2項に適合していることを確認しており、その審査や判断の過程に違法又は不当な点はない。

¹ 運転時に異常な過渡変化が生じ、燃料あるいは圧力バウンダリーの健全性が損なわれる可能性のある場合は原子炉はスクラムされるが、この際に、万一の極端な例としてスクラムが作動しなかったと想定した場合の事象。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

(5) 原子炉水位の計測に係る主張について

審査請求人らは、水位計により液面を正しく計測できなくなる可能性を指摘した上で、本件発電所は水位計を増設し、従来は一つしかなかったものを3箇所に取り付け、仮に誤差が生じた場合は多数決で決定するとしているが、福島第一原発事故のようなケースでは正しい水位を取ることなど出来る確率は低いなどと主張するようである。

しかしながら、申請者は、原子炉水位計の基準面器(凝縮層)における基準水位の低下により計器の指示値に疑いがある場合等には、代替手段として原子炉圧力容器への注水量(高圧代替注水系系統流量等)から原子炉水位を推定する手順を整備することとしている。

処分庁は当該対策が適切であり、申請された内容が設置許可基準規則第 58条等に適合していることを確認しており、その審査や判断の過程に違法 又は不当な点はない。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

(6) 申請者の経理的基礎に係る主張について

審査請求人らは、東京電力ホールディングス株式会社及び東北電力株式会社が、申請者に対し、資金支援を行う意向を示したことのみをもって処分庁が申請者の経理的基礎を認めたことは不当である、経理的基礎にかかる前提が崩れているので再審査をするべきである、維持管理まで含めて経理的基礎を確認しないのは法の趣旨に反するなどと主張するようである。

しかしながら、発電用原子炉の設置変更許可にかかる要件として準用される原子炉等規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 2 号において経理的基礎があることを要件とした趣旨は、原子炉の設置には多額の資金を要することに鑑み、工事に必要な資金を調達の面から審査することにしたものであって、原子炉施設の周辺住民等の個人的権利・利益を具体的に保護する趣旨を直接的には含まないものであるから、同号の要件は審査請求人らの法律上の利益に何らかの関係を有するとは言えないので、審査請求の根拠とはならないものである。

その上で、審査請求人らの主張について検討すれば、同号が要件としているのは、「原子炉の設置」に必要な経理的基礎であるから、設置変更許可における経理的基礎に係る審査においては、申請者の総合的な財務状況ではなく、原子炉施設の工事に必要な資金の調達の面から判断すれば足りる。具体的には、申請者がその申請内容に係る工事に要する資金を調達できる見込みがあるかどうかを確認し、判断するものである。

本件設置変更許可に係る申請において申請者は、工事に要する資金の額について約1,740億円としており、処分庁は、本件設置変更許可における経理的基礎に係る審査において、申請者がその申請内容に係る工事に要する資金を調達できる見込みについて、申請者における総工事資金の調達実績、その調達に係る自己資金及び外部資金の状況、工事に要する資金の額、調達計画等から、工事に要する資金の調達は可能と判断し、申請者の経理的基礎はあると認めた。その後、申請者から本件設置変更許可において許可を受けた発電用原子炉施設の位置、構造及び設備等を変更するとの申請はなされておら

ず、規制上は許可を受けたところにより工事計画が策定され、認可された工事計画に従って工事が行われたこと等について規制が行われれば足りるところであって、改めて経理的基礎について審査をやり直す必要はない。

なお、本件設置変更許可に係る審査の過程において、処分庁は、申請者が過去の借入れの際に取引銀行から受電電力会社による債務保証が融資条件とされていたことから、申請者に対して借入れによる調達の見込みが確認できる書面を示すよう求めた。これに対し、申請者は、東海第二発電所の受電電力会社である東北電力株式会社及び東京電力ホールディングス株式会社が資金支援を行う意向を表明した書面を提出した。当該書面は何ら法的拘束力のある約諾を行うものではないものの、本件設置変更許可に係る工事に要する資金を調達できる見込みがあることを示すものと解するのが相当である。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

(7) 周辺原子力施設との関係に係る主張について

審査請求人らは、安全性における周辺原子力施設との関係については一定の考え方に基づく正当な審査がされていない、「東海再処理施設」と同時に被災した場合のことを考慮すべきである、「JRR-3」についても出力が小さいから考慮していないと説明しているが、その判断根拠・基準が明確でない、「東海再処理施設」において高レベル廃液の未処理期間が長期化することを踏まえれば同時被災の危険性はさらに高まるなどと主張するようである。

しかしながら、処分庁は、本件設置変更許可にかかる審査において、「東海再処理施設」は廃止措置中であること、「JRR-3」は出力が十分小さいこと、これらの施設は本件発電所とは一定の距離を有していること等に加え、本件申請において想定されている重大事故等への対策を踏まえ、これらの施設の事故により本件発電所が受ける影響は十分小さいと工学的に判断した上で、申請された内容が設置許可基準規則第6条に適合していることを確認しており、その審査や判断の過程に違法又は不当な点はない。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

(8) 保安電源設備に係る主張について

審査請求人らは、所内電源等の重要機器に給電する電源などは、本来十分に防護され、高い残存性、独立性が保たれる必要があるにもかかわらず現状はそうなっていないなどと主張するようである。

しかしながら、申請者は保安電源設備について、発電所構内における電気系統の信頼性、電線路の独立性・物理的分離等を確保することにより、安全施設への電力の供給が停止することがないように設計するとしている。また、外部電源喪失時における発電所構内の電源として、非常用電源設備について、多重性及び独立性を考慮し、それぞれ別の場所に設置することにより、必要な電力を供給するよう設計するとしている。

処分庁は当該設計方針等が適切であり、申請された内容が設置許可基準規則第33条に適合していることを確認しており、その審査や判断の過程に違法又は不当な点はない。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

(9) 移動電源車及び固定式非常用発電機に係る主張について

審査請求人らは、移動電源車の地震・津波に対する残存性の低さが放置されている、移動電源車及び固定式非常用発電機の燃料供給手段が不確実であるなどと主張するようである。

しかしながら、申請者は上記(8)の設計基準対象施設としての対策に加え、固定式非常用発電機である常設代替高圧電源装置を地震及び津波に対して機能を損なわないよう設置するとともに、さらに移動電源車を含む屋外の可搬型重大事故等対処設備について、地震に対しては転倒しないことを確認し、又は必要により固縛等の処置をするとしており、また津波に対しては津波による遡上波が到達しない高さの敷地に設置するとしている。

また、常設代替高圧電源装置及び移動電源車である可搬型代替低圧電源車への燃料給油設備として、軽油貯蔵タンク、可搬型設備用軽油貯蔵タンク、常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ及びタンクローリを整備するとしている。軽油貯蔵タンク及び可搬型設備用軽油タンクは、想定される重大事故等時において必要な重大事故等対処設備が、事故後7日間連続運転するために必要となる燃料を供給できる容量を有する設計としている。また、重大事故等時において、軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプを用いて常設代替高圧電源装置へ、可搬型設備用軽油タンクからタンクローリを用いて可搬型代替低圧電源車へ給油する手順を整備するとしており、これらの設備を必要な期間継続して運転させることが可能であるとしている。

処分庁は当該対策が適切であり、申請された内容が設置許可基準規則第43条第2項及び第3項等に適合していることを確認しており、その審査や判断の過程に違法又は不当な点はない。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

3 本件工事計画認可の違法性又は不当性について

審査請求人らは、本件工事計画認可に違法又は不当な点を主張するので、以 下検討する。

なお、前記1において、不適法とした本件工事計画認可の取消しを求める審 査請求も同様の主張内容である。

(1) スタビライザの耐震安全性評価に係る主張について

審査請求人らは、①「「スタビライザ」(水平方向支持板)」の基準地震動に係る耐震安全性評価に関し、発生応力値(982M P a)が評価基準値(393 M P a)を超えていること、②疲れ累積係数(0.834)が1にとても近いこと、③申請者の耐震安全性に係る申請内容は「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長認可申請の実用炉規則第114条への適合性に関する審査結果(平成30年11月原子力規制庁)」の「2.2.2.1 低サイクル疲労の評価」における「運転開始後60年時点の期間において、運転開始から評価実施日までの過渡回数の発生頻度の1.5倍以上の値を設定していること」との記載に反していること等を主張するようである。

しかしながら、前記①については、申請者が、「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601」に基づいて審査請求人らの指摘するスタビライザの耐震安全性評価を行っており、応力分類の一つである「1次+2次応力」の評価結果が許容応力である「3S」を超えるものの、「3Sを超える

ときは弾塑性解析を行うこと」という同指針の記載を踏まえ、「設計・建設規格(JSME S NC1-2005)PVB-3300」に基づく簡易弾塑性解析を行い、その結果、疲れ累積係数が1以下であり、耐震性を有することを確認している。処分庁は、本件工事計画認可に係る審査において、かかる申請者が実施したスタビライザの耐震安全性評価について確認し、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準規則」という。)第5条に適合していることを確認しており、その審査や判断の過程に違法又は不当な点はない。

また、前記②については、疲れ累積係数とは、地震等によって生ずる応力の繰り返し回数と許容繰り返し回数の比を指すところ、同係数が1を下回る場合には、その数値如何にかかわらず、設計上考慮した地震力等によって繰り返し応力が発生したときであってもその評価部位が疲労破壊しないと判断できるものであるから、審査請求人らの主張は理由がない。

前記③については、審査請求人らの引用する低サイクル疲労評価は、地震によって生ずる応力の繰り返しを考慮するものではなく、原子炉の起動・停止などの過渡事象によって疲労破壊しないかを確認する評価であり、耐震安全性評価とは異なるから、審査請求人らの主張は理由がない。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

(2) 高エネルギーアーク損傷に係る主張について

審査請求人らは、高エネルギーアーク損傷の対策に法的な担保手段がとられていない、高エネルギーアーク損傷火災ではケーブルが導火線になるが、 そのような想定は工事認可手続きではなく設計基準事故として規制基準適合 性審査において見ておくべきものであるなどと主張するようである。

審査請求人らが主張する高エネルギーアーク損傷に係る事項については、 平成29年8月8日に技術基準規則等が改正・施行され、同規則第45条第3 項及びその解釈において、高エネルギーのアーク放電による電気盤等の損壊 等の拡大防止措置を講じるよう要求されている。ただし、経過措置により、 非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤以外の電気盤については施行から2年、非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤については施行から4 年の各期間以降の最初の施設定期検査²の終了の日までは適用しないと規定 されており、本件発電所はその時点までに当該規制に対応することとなるため、審査請求人らの法的な担保手段がとられていないとの指摘は当たらない。

また、設置(変更)許可の審査は、発電用原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項の妥当性等を判断するものであり、保安電源設備については、設置許可基準規則第33条第3項に基づき、機器の損壊、故障その他の異常の検知及びその拡大の防止として、電気系統の機器の短絡等を検知し、遮断器等により故障箇所を隔離し、他の安全機能への影響を限定できるよう設計することなどを確認している。高エネルギーアーク損傷の対策については、上記の基本設計ないし基本的設計方針を踏まえた個別具体的な要求として、アーク火災が発生しないように電気盤の遮断器の遮断時間を適切に設定することなどを要求しているものであり、詳細設計として

-

² 施行日から 2 年後の日の時点で実施中のものを含む。

工事計画段階で確認するのが適切である。 したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

4 本件審査請求に係る事由のうち本件各処分に係る審査の対象でないものに ついて

本件審査請求に係る事由のうち以下のものは、本件各処分に係る審査の対象でないので、そもそも審査請求人らの主張には理由がない。

以下、個別に理由を述べる。

(1) 地域防災計画(原子力災害対策編)に関する主張について

審査請求人らは、処分庁は地域防災計画(原子力災害対策編)を審査対象としておらず、深層防護第5層を確認せずに、本件発電所を適合とすることは許されないなどと主張するようである。

しかしながら、地域防災計画(原子力災害対策編)に関しては、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)において規定されており、原子炉等規制法に基づく設置変更許可及び工事計画認可に係る審査対象ではないことは明らかである。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

(2) その他の本件審査請求の審理の対象外の事項について

審査請求人らの主張は多岐にわたり、審査請求書及び口頭意見陳述の内容等を精査したところ、本件工事計画認可に係る情報公開が全く出鱈目であるばかりか、パブリックコメントにかけることもしておらず不当である、本件発電所の20年間延長運転を認めるべきではない、対話を重視しない申請者は原子力を扱う企業としては失格である、東京電力ホールディングス株式会社が資金支援を行う意向を示したことは許されないなどと主張するようであるが、これらは本件各処分に係る審査対象ではない。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

5 結論

以上によれば、本件審査請求のうち番号3の団体による請求並びに番号78,79の審査請求人による本件設置変更許可の取消し請求については、いずれも不適法であるので却下し、その余の各請求については、いずれも理由がないので棄却することとし、行政不服審査法第45条第1項及び第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年 月 日

審查庁 原子力規制委員会

(教示欄)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となりま

す。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が 違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から 起算して6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大 臣となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して 1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起するこ とはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決 があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴 えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

資料 別添3 (事案1]関係)

 原規規発第
 号

 令和
 年
 月
 日

審査請求人

総代 殿

原子力規制委員会

執行停止申立てに対する決定について(通知)

平成30年11月27日付け及び平成31年1月11日付けをもって執行停止申立て(以下「本件執行停止申立て」という。)のあった、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第43条の3の8第1項の規定に基づく日本原子力発電株式会社東海第二発電所(以下「本件発電所」という。)の設置変更許可(以下「本件設置変更許可」という。)及び同法第43条の3の9第1項に基づく本件発電所の工事計画認可(以下「本件工事計画認可」という。)については、下記の理由により、その執行を停止しないこととしたので、通知します。

記

理由

第1 本件執行停止申立てに係る適法性について

執行停止申立てに関する決定は、審査庁が係争処分についての終局判断をなすまでの間、審査請求人らの権利保全の必要があると認めるときに、暫定的措置としてなす付随的処分であるため、審査請求人らが執行停止申立てを行う前提として、本案に対する審査請求人らの審査請求に適法性が認められる必要があるので、以下検

討する。

(1) 審査請求人らについて

審査請求人らの中には、本件発電所から相当離れた地に住所を有する者もおり、審査請求の適格を有するか否か定かではない者もいる。しかしながら、行政庁の違法又は不当な処分に関し、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査制度の趣旨を重視し、当該一部審査請求人らについて審査請求の適格を欠くものとして本件審査請求を却下することはせず、この点について判断を留保した上で、本件執行停止申立てに係る審理を行った。

(2) 審査請求書の提出について

本件審査請求書添付の審査請求申立団体一覧連番欄の番号3の団体名欄記載の団体(以下「番号3の団体」という。)については、当該審査請求人が法人その他の社団又は財団であるにもかかわらず、本件審査請求書の正本に代表者又は管理人の資格を証する書面の添付がなされていない。

審査請求書の提出について、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 19 条は政令の定めるところによることとし、行政不服審査法施行令(平成 27 年政令第 391 号)第 4 条第 3 項は、審査請求書の正本には、審査請求人が法人その他の社団又は財団である場合にあっては代表者又は管理人の資格を証する書面を添付しなければならないこととしている。審査庁は、番号 3 の団体も含む団体である審査請求人につき、本件審査請求書の正本に代表者又は管理人の資格を証する書面が添付されておらず、同法第 19 条の規定に違反することから、同法第 23 条の規定に基づき、平成 30 年 12 月 14 日付け原規規発第 1812141 号により、総代に対して平成 31 年 1 月 14 日までに不備を補正すべきことを命じた。しかしながら、総代は同日までに、番号 3 の団体についてのみ不備を補正せず、現時点においても補正はなされていないので、番号 3 の団体の本件各審査請求は不適法である。

(3) 審査請求期間について

本件審査請求書に関する補正書添付の審査請求申立人一覧連番欄の番号 78 及び 79 の氏名欄記載の審査請求人 2 名(以下「番号 78, 79 の審査請求人」という。)による本件設置変更許可の取消しを求める審査請求は、本件設置変更許可が行われた日の翌日から起算して 3 月と 16 日目にされていることから、同請求の適法性につき以下検討する。

審査請求期間について、行政不服審査法第 18 条は「処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月」と定めている。

この点、まず、「処分があったことを知った日」とは、「口頭の告知その他の方法により処分の存在を現実に知った日」であり、その認定については、「社会通念上処分があったことを当事者の知り得べき状態に置かれたときは、(中略)その処分のあったことを知ったものと推定」できるとする判例(最高裁判決昭和27年11月20日・民集6巻10号1038頁)がある。また、処分の名宛人以外の第三者からの審査請求については、「諸般の事情から、右第三者が処分があったことを了知したものと推認することができるときは、その日を(中略)処分があったことを知った日」と解するとした判例(最高裁判決平成5年12月17日・民集47巻10号5520頁)がある。さらに、「処分があったことを知った」の程度については、「不服申立をすべきか否かを判断するのに必要な程度に処分の内容を知ること」までは要しないとする判例(京都地裁判決昭和51年1月30日・判例タイムズ338号319頁)がある。

これを本件審査請求のうち、番号 78, 79 の審査請求人による本件設置変更許可の取消し請求についてみるに、本件設置変更許可が行われたこと及び本件設置変更許可に係る審査の内容については、本件設置変更許可の当日に処分庁のホームページ上にて掲載されたほか、本件設置変更許可については新聞等によって全国的に報道がされたことから、本件設置変更許可の当日中には審査請求人が本件設置変更許可が行われたことを了知したものと推認することができる。また、本件設置変更許可が行われた日において、審査請求人が本件設置変更許可の違法性又は不当性に係る問題の所在の認識まで持っていなかったとしても、そのことは「処分があったことを知った日」が本件設置変更許可が行われた日より後であることを示すものではない。

したがって、審査請求期間の起算日は本件設置変更許可がなされた日の翌日であるから、本件審査請求のうち、番号 78,79 の審査請求人による本件設置変更許可の取消し請求は、行政不服審査法第 18 条の定める審査請求期間を徒過してなされたもので不適法である。

(4) 小括

以上を踏まえれば、本件審査請求のうち、少なくとも、番号3の団体による本件 各処分の取消し請求及び番号 78,79 の審査請求人による本件設置変更許可の取 消し請求はいずれも不適法であり、これらの者による執行停止の申立ても不適法 である。

第2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急

の必要があるとは認められないことについて

行政不服審査法第 25 条第 4 項の「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要がある」と認められるためには、審査請求人らは、本件設置変更許可及び本件工事計画認可によって申立人らにいかなる具体的・現実的な損害が発生し、その損害が重大であり、かつ、その損害を避けるために本件各処分を執行停止する緊急の必要性があることについて主張・立証すべきところ、本案において本件各処分の違法性、不当性を主張するにとどまり、行政不服審査法第 25 条第 4 項の要件について具体的に主張・立証をしていない。また、本件各処分に係る申請は原子炉等規制法第 43 条の3の8 第 2 項において準用する第 43 条の3の6 第 1 項各号及び同法第 43 条の3の9 第 3 項各号に適合するものであると認められること、第 3 に述べるところにより本案について理由がないことからも明らかなとおり、重大な損害を避けるため緊急の必要があると認められる具体的事実は見受けられない。

以上によれば、行政不服審査法第 25 条第 4 項の「処分、処分の執行又は手続の 続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要がある」ことに関する申立 人らの主張を勘案しても、行政不服審査法第 25 条第 4 項の「処分、処分の執行又は 手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要がある」ことは認め られない。

第3 本案について理由がないとみえることについて

1 本件設置変更許可の違法性又は不当性について

審査請求人らは、本件設置変更許可に違法又は不当な点を主張するので、以下検討する。

なお、前記第1において、不適法とした本件設置変更許可の取消しを求める審査 請求も同様の主張内容である。

(1) 基準地震動が不当であるとの主張について

審査請求人らは、東北地方太平洋沖地震における事例などを根拠に、基準地震動を超える地震が繰り返し襲うことを想定しないのは不当である、本件発電所の基準地震動は1009 ガルとされているが過小評価であり、これを上回る基準地震動に襲われる可能性は高い、などと主張するようである。

しかしながら、本件発電所の基準地震動の審査に用いられた基準は、審査請求人 らが主張するところの東北地方太平洋沖地震の知見等を踏まえたものであり、基準 地震動を策定するに当たっては、発電用原子炉施設の敷地及び敷地周辺の調査を徹 底的に行い、最新の科学的技術的知見を踏まえ、各種不確実さも考慮した上で、複数の手法を用いて評価した地震動を多角的に検討し、これを基に当該発電用原子炉施設の敷地において発生することが合理的に予測される最大級の地震動とすることを要求するものである。

処分庁は、申請者が行った地震動評価の内容について審査した結果、本件設置変更許可の申請における基準地震動は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から適切に策定されていることから、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号。以下「設置許可基準規則」という。)の解釈別記2に適合していることを確認しており、その審査や判断の過程に違法又は不当な点はない。

また、基準地震動を越える地震が繰り返し襲うことを想定しないのは不当である との主張については、処分庁は、地震により原子炉の運転が停止した場合には、申 請者が地震による施設への影響を確認するための点検を行い、施設の異常の有無や 健全性を確認し補修等を行うなど、必要な措置が講じられることを確認している。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

(2) ケーブルの難燃性能に係る主張について

審査請求人らは、非難燃ケーブルが難燃ケーブルの性能と同等以上の難燃性能を 有するなどということはあり得ない、非難燃ケーブルを防火シートで巻くことはケ ーブルの被覆に亀裂が入りやすくなり火災原因を増やしているなどと主張するよう である。

しかしながら、申請者は、非難燃ケーブルを使用する場合は、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能を確保するため、防火シート等により複合体を形成する方針とし、実証試験により難燃性能の確認はもとより、非難燃ケーブルの通電性及び絶縁性並びにケーブルトレイの耐震性の確認も含め、さらに施工後の傷等も想定した成立性の確認をすることとしている。また、複合体から安全機能を有する機器等に接続する非難燃ケーブル及び放射線モニタケーブルは、電線管に収納し、電線管外部からの酸素の供給防止のため、両端を難燃性の耐熱シール材で処置する設計とすることにより、難燃性能を確保することとしている。

処分庁は、申請者によるこれらの設計方針が適切であり、申請された内容が設置 許可基準規則第8条第1項に適合していることを確認しており、その審査や判断の 過程に違法又は不当な点はない。 したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

(3) 漂流物の衝突に係る主張について

審査請求人らは、漂流物の衝突について、津波警報発令時に全ての船舶が避難できるという想定は根拠がない、更に予想しえない自然現象が起こり得ることを考えると、船舶等の漂流物が遡上して本件発電所に衝突することが無いことは証明できないなどと主張するようである。

しかしながら、津波発生時の漂流船舶による影響について、申請者は燃料等輸送船等の本件発電所港湾内に停泊する船舶については、津波警報等が発表された場合において、荷役作業等を中断し、陸側作業員及び輸送物を退避させるとともに、緊急離岸する船側との退避状況に関する情報連絡を行う手順等を整備して、緊急離岸を的確に実施することにより漂流物としないとしている。また、本件発電所港湾外の日立港、常陸那珂港に停泊中又は付近を航行中の大型船舶についても、基準津波襲来時の流速及び流向の経時変化を踏まえると本件発電所に漂流して来ないとしている。

加えて、本件発電所敷地内外で調査を行い、漂流物となる可能性があるもののうち、最も重量が大きい総トン数5tの漁船による荷重と入力津波による荷重の組合せを考慮しても、防潮堤などの津波防護施設が漂流物の衝突力に対して十分耐える設計とするとともに、取水口呑口の形状等から漂流物によって取水口が閉塞することはなく、安全施設が安全機能を損なうことはないとしている。

処分庁は、申請者によるこれらの設計方針等が適切であり、申請された内容が設置許可基準規則第5条及び第6条第3項等の規定に適合していることを確認しており、その審査や判断の過程に違法又は不当な点はない。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

(4) 制御棒駆動機構が損傷を受けた場合に係る主張について

審査請求人らは、制御棒駆動機構が地震により重大な損傷を受けることをも含めて、ATWS¹対策を重大事故対処設備として考慮するのであれば、ほう酸注入系統の配管破損をも考慮すべきである、ほう酸注入用にも、別の系統からの注水の際に五ほう酸ナトリウム水を送るようにすべきだなどと主張するようである。

しかしながら、申請者は、ほう酸水注入系は、重大事故等対処設備として、基準 地震動による地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する

[「]運転時に異常な過渡変化が生じ、燃料あるいは圧力バウンダリーの健全性が損なわれる可能性 のある場合は原子炉はスクラムされるが、この際に、万一の極端な例としてスクラムが作動し なかったと想定した場合の事象。

こと、加えて、ほう酸水注入系は、制御棒駆動機構等に対して、原子炉建屋原子炉棟内の異なる区画に設置することにより位置的分散が図られているとともに、異なる駆動源を用いていることにより多様性を有していることなど、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように設計することとしている。

処分庁は当該設計方針等が適切であり、申請された内容が設置許可基準規則第43条第2項に適合していることを確認しており、その審査や判断の過程に違法又は不当な点はない。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

(5) 原子炉水位の計測に係る主張について

審査請求人らは、水位計により液面を正しく計測できなくなる可能性を指摘した上で、本件発電所は水位計を増設し、従来は一つしかなかったものを3箇所に取り付け、仮に誤差が生じた場合は多数決で決定するとしているが、福島第一原発事故のようなケースでは正しい水位を取ることなど出来る確率は低いなどと主張するようである。

しかしながら、申請者は、原子炉水位計の基準面器(凝縮層)における基準水位 の低下により計器の指示値に疑いがある場合等には、代替手段として原子炉圧力容 器への注水量(高圧代替注水系系統流量等)から原子炉水位を推定する手順を整備 することとしている。

処分庁は当該対策が適切であり、申請された内容が設置許可基準規則第 58 条等 に適合していることを確認しており、その審査や判断の過程に違法又は不当な点は ない。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

(6) 申請者の経理的基礎に係る主張について

審査請求人らは、東京電力ホールディングス株式会社及び東北電力株式会社が、申請者に対し、資金支援を行う意向を示したことのみをもって処分庁が申請者の経理的基礎を認めたことは不当である、経理的基礎にかかる前提が崩れているので再審査をするべきである、維持管理まで含めて経理的基礎を確認しないのは法の趣旨に反するなどと主張するようである。

しかしながら、発電用原子炉の設置変更許可にかかる要件として準用される原子炉等規制法第 43 条の3の6第1項第2号において経理的基礎があることを要件とした趣旨は、原子炉の設置には多額の資金を要することに鑑み、工事に必要な資金を調達の面から審査することにしたものであって、原子炉施設の周辺住民等の個人

的権利・利益を具体的に保護する趣旨を直接的には含まないものであるから、同号の要件は審査請求人らの法律上の利益に何らかの関係を有するとは言えないので、 審査請求の根拠とはならないものである。

その上で、審査請求人らの主張について検討すれば、同号が要件としているのは、「原子炉の設置」に必要な経理的基礎であるから、設置変更許可における経理的基礎に係る審査においては、申請者の総合的な財務状況ではなく、原子炉施設の工事に必要な資金の調達の面から判断すれば足りる。具体的には、申請者がその申請内容に係る工事に要する資金を調達できる見込みがあるかどうかを確認し、判断するものである。

本件設置変更許可に係る申請において申請者は、工事に要する資金の額について約1,740億円としており、処分庁は、本件設置変更許可における経理的基礎に係る審査において、申請者がその申請内容に係る工事に要する資金を調達できる見込みについて、申請者における総工事資金の調達実績、その調達に係る自己資金及び外部資金の状況、工事に要する資金の額、調達計画等から、工事に要する資金の調達は可能と判断し、申請者の経理的基礎はあると認めた。その後、申請者から本件設置変更許可において許可を受けた発電用原子炉施設の位置、構造及び設備等を変更するとの申請はなされておらず、規制上は許可を受けたところにより工事計画が策定され、認可された工事計画に従って工事が行われたこと等について規制が行われれば足りるところであって、改めて経理的基礎について審査をやり直す必要はない。

なお、本件設置変更許可に係る審査の過程において、処分庁は、申請者が過去の借入れの際に取引銀行から受電電力会社による債務保証が融資条件とされていたことから、申請者に対して借入れによる調達の見込みが確認できる書面を示すよう求めた。これに対し、申請者は、東海第二発電所の受電電力会社である東北電力株式会社及び東京電力ホールディングス株式会社が資金支援を行う意向を表明した書面を提出した。当該書面は何ら法的拘束力のある約諾を行うものではないものの、本件設置変更許可に係る工事に要する資金を調達できる見込みがあることを示すものと解するのが相当である。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

(7) 周辺原子力施設との関係に係る主張について

審査請求人らは、安全性における周辺原子力施設との関係については一定の考え方に基づく正当な審査がされていない、「東海再処理施設」と同時に被災した場合のことを考慮すべきである、「JRR-3」についても出力が小さいから考慮していないと説明しているが、その判断根拠・基準が明確でない、「東海再処理施設」におい

て高レベル廃液の未処理期間が長期化することを踏まえれば同時被災の危険性はさらに高まるなどと主張するようである。

しかしながら、処分庁は、本件設置変更許可にかかる審査において、「東海再処理施設」は廃止措置中であること、「JRR-3」は出力が十分小さいこと、これらの施設は本件発電所とは一定の距離を有していること等に加え、本件申請において想定されている重大事故等への対策を踏まえ、これらの施設の事故により本件発電所が受ける影響は十分小さいと工学的に判断した上で、申請された内容が設置許可基準規則第6条に適合していることを確認しており、その審査や判断の過程に違法又は不当な点はない。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

(8) 保安電源設備に係る主張について

審査請求人らは、所内電源等の重要機器に給電する電源などは、本来十分に防護され、高い残存性、独立性が保たれる必要があるにもかかわらず現状はそうなっていないなどと主張するようである。

しかしながら、申請者は保安電源設備について、発電所構内における電気系統の信頼性、電線路の独立性・物理的分離等を確保することにより、安全施設への電力の供給が停止することがないように設計するとしている。また、外部電源喪失時における発電所構内の電源として、非常用電源設備について、多重性及び独立性を考慮し、それぞれ別の場所に設置することにより、必要な電力を供給するよう設計するとしている。

処分庁は当該設計方針等が適切であり、申請された内容が設置許可基準規則第33 条に適合していることを確認しており、その審査や判断の過程に違法又は不当な点 はない。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

(9) 移動電源車及び固定式非常用発電機に係る主張について

審査請求人らは、移動電源車の地震・津波に対する残存性の低さが放置されている、移動電源車及び固定式非常用発電機の燃料供給手段が不確実であるなどと主張するようである。

しかしながら、申請者は上記(8)の設計基準対象施設としての対策に加え、固定 式非常用発電機である常設代替高圧電源装置を地震及び津波に対して機能を損なわ ないよう設置するとともに、さらに移動電源車を含む屋外の可搬型重大事故等対処 設備について、地震に対しては転倒しないことを確認し、又は必要により固縛等の 処置をするとしており、また津波に対しては津波による遡上波が到達しない高さの 敷地に設置するとしている。

また、常設代替高圧電源装置及び移動電源車である可搬型代替低圧電源車への燃料給油設備として、軽油貯蔵タンク、可搬型設備用軽油貯蔵タンク、常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ及びタンクローリを整備するとしている。軽油貯蔵タンク及び可搬型設備用軽油タンクは、想定される重大事故等時において必要な重大事故等対処設備が、事故後7日間連続運転するために必要となる燃料を供給できる容量を有する設計としている。また、重大事故等時において、軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプを用いて常設代替高圧電源装置へ、可搬型設備用軽油タンクからタンクローリを用いて可搬型代替低圧電源車へ給油する手順を整備するとしており、これらの設備を必要な期間継続して運転させることが可能であるとしている。

処分庁は当該対策が適切であり、申請された内容が設置許可基準規則第 43 条第 2 項及び第 3 項等に適合していることを確認しており、その審査や判断の過程に違法又は不当な点はない。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

2 本件工事計画認可の違法性又は不当性について

審査請求人らは、本件工事計画認可に違法又は不当な点を主張するので、以下検討する。

なお、前記第1において、不適法とした本件工事計画認可の取消しを求める審査 請求も同様の主張内容である。

(1) スタビライザの耐震安全性評価に係る主張について

審査請求人らは、①「「スタビライザ」(水平方向支持板)」の基準地震動に係る耐震安全性評価に関し、発生応力値(982MPa)が評価基準値(393MPa)を超えていること、②疲れ累積係数(0.834)が1にとても近いこと、③申請者の耐震安全性に係る申請内容は「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長認可申請の実用炉規則第114条への適合性に関する審査結果(平成30年11月原子力規制庁)」の「2.2.2.1 低サイクル疲労の評価」における「運転開始後60年時点の期間において、運転開始から評価実施日までの過渡回数の発生頻度の1.5倍以上の値を設定していること」との記載に反していること等を主張するようである。

しかしながら、前記①については、申請者が、「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601」に基づいて審査請求人らの指摘するスタビライザの耐震安全性 評価を行っており、応力分類の一つである「1次+2次応力」の評価結果が許容応力である「3S」を超えるものの、「3Sを超えるときは弾塑性解析を行うこと」という同指針の記載を踏まえ、「設計・建設規格(JSME S NC1-2005)PVB-3300」に基づく簡易弾塑性解析を行い、その結果、疲れ累積係数が1以下であり、耐震性を有することを確認している。処分庁は、本件工事計画認可に係る審査において、かかる申請者が実施したスタビライザの耐震安全性評価について確認し、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準規則」という。)第5条に適合していることを確認しており、その審査や判断の過程に違法又は不当な点はない。

また、前記②については、疲れ累積係数とは、地震等によって生ずる応力の繰り返し回数と許容繰り返し回数の比を指すところ、同係数が1を下回る場合には、その数値如何にかかわらず、設計上考慮した地震力等によって繰り返し応力が発生したときであってもその評価部位が疲労破壊しないと判断できるものであるから、審査請求人らの主張は理由がない。

前記③については、審査請求人らの引用する低サイクル疲労評価は、地震によって生ずる応力の繰り返しを考慮するものではなく、原子炉の起動・停止などの過渡事象によって疲労破壊しないかを確認する評価であり、耐震安全性評価とは異なるから、審査請求人らの主張は理由がない。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

(2) 高エネルギーアーク損傷に係る主張について

審査請求人らは、高エネルギーアーク損傷の対策に法的な担保手段がとられていない、高エネルギーアーク損傷火災ではケーブルが導火線になるが、そのような想定は工事認可手続きではなく設計基準事故として規制基準適合性審査において見ておくべきものであるなどと主張するようである。

審査請求人らが主張する高エネルギーアーク損傷に係る事項については、平成29年8月8日に技術基準規則等が改正・施行され、同規則第45条第3項及びその解釈において、高エネルギーのアーク放電による電気盤等の損壊等の拡大防止措置を講じるよう要求されている。ただし、経過措置により、非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤以外の電気盤については施行から2年、非常用ディーゼル発電機に接続される電気盤については施行から4年の各期間以降の最初の施設定期検査2の終了の日までは適用しないと規定されており、本件発電所はその時点までに当該規制に対応することとなるため、審査請求人らの法的な担保手段がとられていないと

² 施行日から2年後の日の時点で実施中のものを含む。

の指摘は当たらない。

また、設置(変更)許可の審査は、発電用原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項の妥当性等を判断するものであり、保安電源設備については、設置許可基準規則第33条第3項に基づき、機器の損壊、故障その他の異常の検知及びその拡大の防止として、電気系統の機器の短絡等を検知し、遮断器等により故障箇所を隔離し、他の安全機能への影響を限定できるよう設計することなどを確認している。高エネルギーアーク損傷の対策については、上記の基本設計ないし基本的設計方針を踏まえた個別具体的な要求として、アーク火災が発生しないように電気盤の遮断器の遮断時間を適切に設定することなどを要求しているものであり、詳細設計として工事計画段階で確認するのが適切である。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

3 本件審査請求に係る事由のうち本件各処分に係る審査の対象でないものについて 本件審査請求に係る事由のうち以下のものは、本件各処分に係る審査の対象でな いので、そもそも審査請求人らの主張には理由がない。

以下、個別に理由を述べる。

(1) 地域防災計画(原子力災害対策編)に関する主張について

審査請求人らは、処分庁は地域防災計画(原子力災害対策編)を審査対象として おらず、深層防護第5層を確認せずに、本件発電所を適合とすることは許されない などと主張するようである。

しかしながら、地域防災計画(原子力災害対策編)に関しては、災害対策基本法 (昭和36年法律第223号)及び原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)において規定されており、原子炉等規制法に基づく設置変更許可及び工事計画 認可に係る審査対象ではないことは明らかである。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

(2) その他の本件審査請求の審理の対象外の事項について

審査請求人らの主張は多岐にわたり、審査請求書及び口頭意見陳述の内容等を精査したところ、本件工事計画認可に係る情報公開が全く出鱈目であるばかりか、パブリックコメントにかけることもしておらず不当である、本件発電所の20年間延長運転を認めるべきではない、対話を重視しない申請者は原子力を扱う企業としては失格である、東京電力ホールディングス株式会社が資金支援を行う意向を示したことは許されないなどと主張するようであるが、これらは本件各処分に係る審査対

象ではない。

したがって、審査請求人らの主張には理由がない。

以上によれば、本件執行停止申立ての本案である審査請求における審査請求人らの主張との関係で、本件各処分に違法又は不当な点はない。

したがって、行政不服審査法第 25 条第 4 項ただし書の「本案について理由がないとみえるとき」に該当する。

第4 結論

上記第1のとおり、本件執行停止申立ての一部については不適法であり、また、上記第2のとおり、「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要がある」ことは認められず、仮に「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要がある」と認められると仮定した場合でも、上記第3のとおり、「本案について理由がないとみえるとき」に該当することから、平成30年11月27日付け及び平成31年1月11日付けをもって執行停止申立てのあった本件各処分については、その執行を停止しないこととした。